

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 実施概要 | 1 |
| (1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) | 1 |
| (2)保安検査実施者 | 1 |
| 2. 保安検査内容 | 1 |
| 3. 保安検査結果 | 1 |
| (1)総合評価 | 1 |
| (2)検査結果 | 3 |
| (3)違反事項 | 10 |
| 4. 特記事項 | 10 |

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

① 基本検査実施期間

自 平成30年9月 4日(火)

至 平成30年9月10日(月)

(2) 保安検査実施者

横須賀原子力規制事務所

原子力保安検査官 長江 博

原子力保安検査官 飯盛 康博

原子力保安検査官 吉田 恵

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)

② 異常事象等発生時の措置の実施状況

③ 外部事象等※に対する体制の整備状況

④ 巡視・点検の実施状況(抜き打ち検査)

※ 外部事象に内部火災及び内部溢水を加えたものをいう。

(2) 追加検査項目

なし。

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)」、「異常事象等発生時の措置の実施状況」、「外部事象等に対する体制の整備状況」及び「巡視・点検の実施状況(抜き打ち検査)」を検査項目として、立入り、資料確認及び聴取により検査を実施した。

検査の結果、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)」については、保安規定第14条及び保安規定15条に基づき、不適合事象に対して不適合の処理を実施するとともに、不適合事象の重要度を判定し、不適合事象の重要度に応じて不適合の是正/予防処置に係る計画、処置内容の確認、処置等を実施して

いることを確認した。また、「保安不適合重要度等判定会議」において、不適合事象の重要度の判定について、保安への影響度や規制の動向や社会的影響等の視点を加えて審議していることを確認した。また、「原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟における酸化ウラン粉末の漏えい」の水平展開について、自社の有する類似設備を調査し、該当する設備に対しては必要な補修等を実施することを確認した。さらに、他社不適合事例に基づく水平展開として、原子力発電所のトラブル情報も収集対象としていることを確認した。また、新検査制度に向けた移行準備として行っている「不適合事象に対する改善活動(コレクティブアクション)」については、米国GNF-AのCAPで採用しているインプット情報及び収集方法を参考として、自社のインプット情報及び収集方法の範囲の拡大を検討していることを確認した。また、GNF-Aが採用しているCAP管理システムの活用方法について検討していることを確認した。

「異常事象等発生時の措置の実施状況」については、異常時の体制は、核燃料物質の加工に関する保安のために設置した組織等に対応し、非常時の体制は、第90条及び保安規定第91条に基づき、社長が非常事態に該当すると判断した場合に、防災本部を設置し、防災本部長が防災本部要員を招集することとしていることを確認した。また、防災本部の組織の構成等が定められ、必要な要員が任命されていることを確認した。さらに、異常時の措置に関する手順として、保安規定第36条に基づき、通報を受けた担当課長は異常状態の解消に必要な応急措置を講ずる等の手順が定められていることを確認した。また、非常時の措置に関する手順として、保安規定第89条に基づく応急措置並びに周辺監視区域内の線量当量率の調査等の手順が定められていることを確認した。さらに、資機材の整備状況については、異常時は、核燃料物質の加工に関する保安のために使用する資機材にて対応することとし、非常時は、保安規定第85条に基づき、非常時に必要となる通信連絡用器材等の保管数量、点検頻度等が定められ整備されていることを記録等により確認した。また、異常時及び非常時の教育・訓練については、全社教育・訓練として、従業員等に対して保安規定別表1-(1)に示された非常の場合に採るべき措置に係る保安教育が実施され、また、操作員の教育・訓練として保安規定別表1-(2)に示された非常時に採るべき措置が実施されていることを研削作業に従事する操作員を抽出して記録により確認した。

「外部事象等に対する体制の整備状況」については、現状の外部事象等に対する体制について、保安規定第4章第5節異常時の措置及び第10章非常時の措置に基づき、外部事象共通の措置手順が定められていることを確認した。また、火災に対する措置については、保安規定第9章等に基づく規程が定められていることを確認した。また、溢水時の対応については、各課の手順書として整備していることを確認した。また、新規制基準を反映した外部事象等に対する体制等として、追加された関連設備・機器の維持管理に対する手順書の整備、非常時の体制及び要員の確保、外部事象等の個々の事象に対する対応に係る手順書の整備及び要員の教育訓練について計画し、一部については実施していることを確認した。

その他の事項として、「巡視・点検の実施状況」について、保安規定第29条及び保安規定第32条に基づき、加工設備本体等に対して、担当する課、巡視・点検の内容等を定めて、毎日1回以上実施していることを確認した。加えて、シフトマネージャーは平日は1回／日及び休日は2回／日の頻度で、設備等の巡視・点検を実施していることを確認した。また、核燃料物質の粉末等を取り扱う製造1課を抽出して、関連する規程や手順書どおりに実施されているかを記録等で確認するとともに、巡視・点検に同行し、巡視・点検が適切に実施されていることを抜き打ちにより確認した。また、今後、新規制基準に係る「核燃料物質加工事業変更許可申請書」に基づく工事が予定されることから、工事期間中において状況の変化を踏まえて、保安規定に定められた設備等に対する関連工事の影響を考慮した巡視・点検の実施内容について検討していることを確認した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

(2) 検査結果(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

1) 基本検査結果

① 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)

本検査項目は、不適合事象に対して、不適合管理、是正処置及び予防処置が確実に実施されているかについて確認し、さらに「保安不適合重要度等判定会議」が確実に実施されているか及び他社不適合事例に基づく水平展開が確実に実施されているかについて確認した。

また、新検査制度に向けた移行準備として行っている不適合事象に対する改善活動(コレクティブアクション)の検討状況について確認した。

検査の結果、不適合管理については、保安規定第14条(不適合管理)及び第15条(是正処置及び予防処置)の要求に基づき「保安不適合管理及び是正・予防処置規程」、「保安改善報告(NCAR)クリティック実施手順」、「保安連絡会議手順」等の社内規程を定め、以下の保安活動を実施していることを確認した。

(1) 不適合事象を、事象の重要度に応じて、重不適合(A1)、中不適合(A2)、軽不適合(A3)及び軽不適合未満(A4)に4分類し、不適合の処理を実施した後に、必要に応じて、是正処置、予防処置を実施する。

(2) 不適合事象のうち、重不適合(A1)、中不適合(A2)、軽不適合(A3)に対する是正処置、予防処置の計画立案時及び処置完了時には、

重要度に応じて保安改善報告（N C A R）クリティックを開催し、処置の内容等を審議する。

（3）軽不適合未満（A 4）の事象については、保安連絡会議の場で審議し、必要に応じて是正処置、予防処置を実施する。

また、不適合管理に係る前回検査（平成29年度第4回検査）以降に発生した27件の不適合事象について実施状況を確認した結果、前述の社内規程に基づき、不適合の処理、是正処置及び予防処置を適切に実施していることを「保安改善報告（N C A R）クリティック議事録」、「保安連絡会議議事録」、「放射線安全委員会議事録」により確認した。

「保安不適合重要度等判定会議」の活動状況については、前回検査以降、発生した不適合事象27件において、当初、不適合処理部門が判定した不適合レベルについて、同会議において保安への影響度や規制の動向や社会的影響等の視点を加えて審議した結果、不適合レベルを引き上げた案件が10件あることを「保安不適合重要度等判定会議議事録」等により確認した。特に、軽不適合未満（A 4）から中不適合（A 2）へ引き上げた「第1排気系排気用送風機のトラブル」については、当該機器が「保安上、特に管理を要する設備」に該当していることから、状況を確認したところ、平成30年5月21日の保安不適合重要度等判定会議において審議を行った結果、発生時点で加工作業は実施していなかったことから法令報告事象とはならなかったものの、閉じ込め機能を有する設備において必要な安全機能を喪失していたことから、不適合レベルを変更したことを「保安不適合重要度等判定会議議事録」により確認した。

また、他社加工事業者で発生した重大な不適合事象である「原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟における酸化ウラン粉末の漏えい」について、前回検査において、緊急点検を実施して対応する設備等に問題がないことを確認した以降の活動状況について確認した。その結果、事業者は、当該事象の水平展開の必要性について「社外情報による予防処置の実施手順」に基づき、事業者が有する類似設備の洗い出し、閉じ込めに関する部位の劣化の有無の調査及び補修対応が必要であると判断して予防処置の実施を決定し、必要な補修については、平成30年11月30日までに完了させる計画であることを「保安連絡会議議事録」により確認した。対応状況については、今後の保安調査等において確認していくこととする。

さらに、他社不適合事例に基づく水平展開に係る活動状況として、情報入手範囲を拡大して原子力発電所のトラブル情報も収集対象とすることとして制定した「社外情報による予防処置の実施手順」に基づく検討状況について確認した。その結果、前回保安検査以降、18件の原子力発電所のトラブル情報について同手順書に基づき、放射線安全委員会で審議を行い、自社設備に水平展開が必要な事象として、「伊方発電所3号機での電動フォークリフトからの発火」及び「浜岡原子力発電所廃

棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏洩」の2件を抽出したことを「放射線安全委員会議事録」により確認した。

新検査制度に向けた移行準備として行っている「不適合事象に対する改善活動（コレクティブアクション）」については、GNF-AのCAP(Corrective Action Program)で採用している入力情報（組織、プロセス、製品又はサービスに影響を与えるか、影響を与える可能性のある状態、あらゆる環境、健康又は安全に係る事故、指摘事項、不適合、異常、顧客が提起した課題、改善又は強化の状態、悪い傾向、性能測定基準及びニアミスなど）及び収集方法（監査、顧客、一般、サプライヤーからの指摘による起案、状態が発生したときの発見者又は上長による起案）を参考として、事業者の入力情報及び収集方法の範囲の拡大を検討していることを聴取により確認した。

また、GNF-Aが採用しているCAP管理システムとGNF-Jの保安不適合の管理業務にて使用している自社の管理システムとの比較を実施し、CAP管理システムへの移行も含めて、今後の活用方法について検討していくことを、品質保証部の平成30年の品質目標リスト、業務計画のスケジュール表（品質保証部内資料）、聴取等により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

② 異常事象等発生時の措置の実施状況

本検査項目は、異常時及び非常時について、必要な措置が確実に行われるように、組織、手順書、資機材等が整備され、要員に対し必要な教育・訓練が行われていること等を確認した。

検査の結果、異常時の体制については、保安規定第16条（保安活動を行う者の組織）及び保安規定第17条（職務）に定められた核燃料物質の加工に関する保安のために設置した組織及び職務にて対応することとしていることを聴取により確認した。また、非常時の体制については、第90条（非常事態時態勢の発令）及び保安規定第91条（対策活動）に基づき、社長が非常事態に該当すると判断した場合に、防災本部を設置し、防災本部要員を招集することとしていることを「防災本部実施規程」により確認した。また、保安規定第83条（非常時の組織）及び保安規定第84条（防災本部要員）に基づき、防災本部の組織の構成、要員の選定方法及び職務等が「防災本部実施規程」に定められ、同規程に基づいて社長が防災本部の必要な要員（防災本部要員、防災要員、防護隊員）を任命していることを「GNF-J社報」により確認した。

異常時の措置に係る手順については、保安規定第36条（異常時の措置）の要求に基づき、異常発見者は直ちに担当課長へ通報し、担当課長は異常状態の解消及

び拡大防止に必要な応急措置を講ずるとともに、異常の原因の調査を行い、加工施設の保安のために必要な措置を講ずる手順が定められていることを「異常・非常事象措置規程」、「異常・非常時社内外連絡体制及び通報内容」及び「異常・非常事象応急措置基準」等により確認した。

非常時の措置に関する手順については、保安規定第89条(応急措置)の要求に基づき、担当課長は非常事態に該当すると判断した場合、社長等に通報するとともに、異常の状況を把握して応急処置を講じ、保安基盤課長は周辺監視区域内の線量当量率の調査等の応急措置を講じる手順が定められていることを「異常・非常事象措置規程」、「異常・非常時社内外連絡体制及び通報内容」により確認した。また、保安規定第87条(非常時の処置要領)の要求に基づき非常時の処置要領があらかじめ定められていることを「防災本部実施規程」、「異常・非常時社内外連絡体制及び通報内容」及び「防災本部要員の非常時措置マニュアル」等により確認した。

資機材の整備状況については、異常時は、核燃料物質の加工に関する保安のために使用する資機材にて対応することとしていることを聴取により確認した。また、非常時は保安規定第85条(非常時用器材の整備)の要求に基づき、非常時に必要となる器材が通信連絡用器材、防護具類及び放射線計測器の3分類がなされて具体的に規定されていること、それぞれの分類ごとに、保管数量、点検頻度等が「防災本部実施規程」及び「防災資機材の管理手順」等の社内規程類に定められていることを確認した。また、非常時用器材のうち、通信連絡用器材からファクシミリ装置、防護具類から汚染防護服、放射線計測器から中性子線測定用可搬式測定器を抜き取りにより確認した結果、社内規程類に示された保管場所に必要数量が保管されるとともに、定められた頻度で点検され、あらかじめ整備されていることを、点検記録(「非常時用器材・防災資機材の点検記録(アノラック等)」、ファクシミリ装置の通信記録(ジョブ結果レポート、通信管理レポート及び送信結果レポート)「放射線測定器3ヶ月点検・校正結果報告」等)及び所定の現場状況にて確認した。

異常時及び非常時の教育・訓練については、保安規定第23条(力量、教育・訓練及び認識)第2項(全社教育・訓練)の要求に基づき、全社教育・訓練として実施する保安規定別表1-(1)に示された教育・訓練項目のうち「非常時の場合に採るべき措置に係る保安教育」の「異常な事態への応急措置」及び「非常時訓練」が該当することから、その実施状況について確認した。その結果、「異常な事態への応急措置」については異常時の対応体制、想定される異常事態、発生時の措置等の教育を実施していることを「保安教育要領(社員向け定期用教育資料)」により確認した。また、該当する社員に対して該当者に必要な教育が実施されていることを2017年度の「保安教育受講者リスト(社員用)」により確認した。また、「非常時訓練」については、総合防災訓練において社員に対して第一種管理区域での火災を想定した消火活動、負傷者の救護活動、警報対応訓練等が実施されていることを「非常時対応訓練実施結果報告書」及び「2017年度訓練対象者/参加者名簿」等により確認した。さらに、

保安規定第23条第3項(操作員の教育・訓練)の要求に基づき、操作員の教育・訓練として実施する保安規定別表1-(2)に示された教育・訓練項目のうち「(6)非常時に採るべき措置」が該当することから、その実施状況について、製造部の研削作業に従事する操作員を抽出して実施状況を確認した。その結果「研削作業者の教育及び認定」に基づき、異常時にとるべき措置を含めた教育及び筆記試験、漏えい等のトラブル対応も含めた訓練及び実技試験を受け、当該作業の操作員の認定を受けていることを2017年度に実施した「研修作業(工程作業全般)」に係る作業員教育・訓練記録及び「研削作業員認定の更新」記録を抽出し確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

③ 外部事象等に対する体制の整備状況

外部事象等に対する体制については新規制基準において強化されているところであり、非常時の体制、関連設備・機器等の管理、外部事象等対応手順書、要員の教育訓練の整備など様々な事業者の取組が重要となっている。

本検査項目は、こうした状況を踏まえ、外部事象等に対する体制等の整備状況について確認した。

検査の結果、現状の外部事象等に対する体制等については、地震、津波等の外部事象に対する措置として、保安規定第4章第5節異常時の措置及び第10章非常時の措置に基づき、外部事象共通の措置手順が定められていることを「異常・非常事象措置規程」により確認した。また、火災に対する措置については、保安規定第9章初期消火活動に基づく「初期消火活動規程」及び保安規定第36条に基づく「消防計画に関する規程」が定められていることを「外部事象等及び手順書の新旧比較」により確認した。溢水時の対応については、各課の手順書として整備していることを「外部事象等及び手順書の新旧比較」により確認した。

新規制基準を反映した核燃料物質加工事業変更許可申請書が平成29年4月5日に許可され、事業者は、設計及び工事の方法の認可(以下「設工認」という。)申請にあわせて、関連設備・機器の維持管理に対する手順書の整備、非常時の体制及び要員の確保、外部事象等の対応に係る手順書整備及び要員の教育訓練について計画し、一部については実施していることを「外的事象等に係るアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)により確認した。

新たに追加された関連設備・機器の維持管理に対する手順書の整備として、地震及び津波に対しては、固体廃棄物ドラム缶の固縛について手順書を整備することとしていることをアクションプランにより確認した。また、竜巻に対しては、竜巻発生時に飛来する可能性のある設置物を撤去又は移動しており、今後設工認申請を予定している敷地境界付近の竜巻防護フェンス、シャッターの扉化等について、設工認申請から設備

設置までに手順書を整備することをアクションプランにより確認した。さらに、今後設工認申請において、外部火災に対しては水素タンクに換えて水素発生装置の新設を、火山活動に対しては防じんマスク、防じんメガネ、除灰機の整備を、内部火災に対しては第2成形室と第2炉室に遠隔起動の自動消火設備の設置を、内部溢水に対しては、第1種管理区域の扉への防水板の設置、配管経路の変更等を予定していることから、設工認申請から設備設置までに手順書を各々整備することとしていることをアクションプランにより確認した。

現状の非常時の体制及び要員の確保については、夜間・休日の招集において緊急招集システムを使用していたが、必要な時間内に所要の要員を確保できるか確認していなかった。このため、新規制基準対応として各外部事象に対して、日本気象協会のアラートシステムを導入し、注意喚起から防災要員の招集までの手順及び監視チームによる対応を新たに作成するとともに、重大事故に至るおそれのある事故発生時の要員の確保に関して近隣に居住する所員の招集時間及び招集人員数に係る調査を実施していることを、社内報告書「外部事象(津波、地震、竜巻、大雨・洪水、大雪、暴風、火山(降灰)、外部火災・爆発他)に対する対応手順書」及び社内報告書「重大事故に至るおそれがある事故の緊急招集要員の検討」により確認した。

外部事象等対応手順の整備として、外的事象(地震、津波、洪水、竜巻、外部火災・爆発、火山活動)については、現状は異常時・非常時の事象共通の対応手順を記載した「異常・非常事象措置規程」に基づき各課で必要な手順を定めて対応していたが、新規制基準対応として個々の事象の状況変化に応じた対応手順を定めて、1つの手順書に統合することを検討していることを社内報告書「外部事象(津波、地震、竜巻、大雨・洪水、大雪、暴風、火山(降灰)、外部火災・爆発他)に対する対応手順書」により確認した。内部火災の対応については、現行の「初期消火活動規程」、「消防計画に関する規程」等をもとにウラン加工施設の特性に応じた火災防護計画を策定し、検討していることを社内報告書「火災防護計画」により確認した。また、溢水の対応については、各課で必要な手順を定め対応していたが、新規制基準対応として内部溢水の防止、内部溢水時の対応について社内報告書を基に「溢水防護規程」として策定し、検討していることを確認した。

また、外部事象等対応のための要員の教育・訓練として、現状は保安規定第23条第2項全社教育・訓練に係る別表1-(1)に定められた非常の場合に採るべき措置において外部事象等を包括した対応手順を教育・訓練し、また保安規定第23条第3項操作員の教育・訓練に係る別表1-(2)に定められた教育・訓練・認定プログラムで所管部長が非常時に採るべき措置の中で必要な教育・訓練を実施していたが、新規制基準対応として洪水、地震・津波、竜巻及び溢水の具体的事象に対して、机上訓練及び実働訓練を実施し、また、火山活動は机上訓練を実施し今後実働訓練を実施予定であることを「津波訓練シナリオ」、「竜巻訓練シナリオ」、「溢水訓練シナリオ」、「火山訓練シナリオ」、「各種防災 2018年度 年間スケジュール」等により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。また、新規制基準を反映した外部事象等に対する体制等の整備状況を確認した。

④ 巡視・点検の実施状況(抜き打ち検査)

本検査項目は、保安規定第29条(巡視・点検)及び保安規定第32条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)で要求されている設備等の巡視・点検について、関連する規程や手順書どおりに実施されているかを記録等で確認するとともに、従事者に同行し、巡視・点検が適切に実施されているかを核燃料物質の粉末等を取り扱う製造1課を抽出して抜き打ちにより確認した。

検査の結果、保安規定第29条に基づき、保安規定別表2に示された建物、加工設備本体、核燃料物質の貯蔵施設の設備等に対して、担当する課及び工程、巡視・点検の内容を定めて、毎日1回以上実施することとしていることを「核燃料加工施設操作規程」「製造1課における巡視・点検の担当工程と記録の対応」「製造1課における核燃料加工施設の操作記録及び保守記録手順」により確認した。また、巡視・点検は、担当課長もしくは社長から任命された管理者代行者が毎日実施していることを「操作記録及び保守記録」「GNF-J 社報」により確認した。

また、保安規定第32条に基づき、保安規定別表3に示された保安上特に管理を必要とする設備及び機器に対して、担当課長は、操作員に各設備等の巡視・点検を実施させた結果を確認し、所管設備の機能を確保していることを「核燃料加工施設操作規定」「製造1課における核燃料加工施設の操作記録及び保守記録手順」「操作記録及び保守記録」により確認した。

また、シフトマネージャーは「シフトマネージャーの業務手順」に基づき、担当課の巡視・点検に加えて平日は1回/日及び休日は2回/日の頻度で、設備等の巡視・点検を実施していることをシフトマネージャーが作成する「保安巡視・点検記録表」により確認した。

また、今後、新規制基準に係る設工認申請に伴う工事が予定されることから、工事期間中において状況の変化を踏まえて、保安規定別表2及び別表3に定められた設備等に対する関連工事の影響を考慮した巡視・点検の実施内容について検討していることを聴取により確認した。

さらに、保安規定第29条及び保安規定第32条に基づき実施する製造1課の巡視・点検に同行し、製造1課長は「核燃料加工施設操作規程」に

定められた製造 1 課が所管する設備等及び巡視・点検内容に対して、「製造 1 課における核燃料加工施設の操作記録及び保守記録手順」に基づき巡視・点検を実施し「操作記録及び保守記録」に結果を記録していることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(3)違反事項

なし。

4. 特記事項

なし。

保安検査日程

| 月 日 | 9月3日(月) | 9月4日(火) | 9月5日(水) | 9月6日(木) | 9月7日(金) |
|-----|---------|--|--|---|--|
| 午 前 | | <ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ○不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況（改善活動の取組状況） | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○異常事象等発生時の措置の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○外部事象等に対する体制の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況（改善活動の取組状況） |
| 午 後 | | <ul style="list-style-type: none"> ○不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況（改善活動の取組状況） ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○異常事象等発生時の措置の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●加工施設の巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○外部事象等に対する体制の整備状況 ○異常事象等発生時の措置の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況（改善活動の取組状況） ○外部事象等に対する体制の整備状況 ○異常事象等発生時の措置の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 |

注記) ○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

| 月 日 | 9月10日(月) | 9月11日(火) | 9月12日(水) | 9月13日(木) | 9月14日(金) |
|-----|---|----------|----------|----------|----------|
| 午 前 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ◇巡視・点検の実施状況(抜き打ち検査) | | | | |
| 午 後 | <ul style="list-style-type: none"> ◇巡視・点検の実施状況(抜き打ち検査) ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●加工施設の巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 | | | | |

注記) ○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等